

株 主 各 位

愛知県小牧市応時二丁目250番地

**CKD株式会社**

代表取締役社長 **梶本 一典**

## 第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市応時二丁目250番地  
当本社 大会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第93期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第93期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役7名選任の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件
  - 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）更新の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までにご行使ください。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ckd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】

ウェブ行使  
<http://www.web54.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

#### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成25年6月20日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

#### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

### 1. パソコン用サイトによる場合

(1) 画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

① ウェブブラウザとしてVer. 5.01 SP2以降のMicrosoft®Internet Explorer

② PDFファイルブラウザとしてVer. 4.0以降のAdobe®Acrobat®Reader™または、Ver. 6.0以降のAdobe®Reader®

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe®Acrobat®Reader™及びAdobe®Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

### 2. 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

<その他のご照会> ☎ 0120-782-031 (午前9時～午後5時 土日休日を除く)

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

### 1. 企業集団の状況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### 全般的概況

当期におけるわが国経済は、期初に震災復興関連需要や政府の消費刺激策により緩やかに持ち直す動きが見られたものの、期中には復興需要が一巡し、エコカー補助金も終了したこと、メモリーを中心とした半導体の設備投資が先送りされたこと、中国向け輸出の減少などから、年後半には経済に減速感が出ました。第4四半期に入り、新政権の経済政策への期待感から、為替が円安に転換し、株価も上昇するなど、景気回復の兆しは出ておりますが、企業活動に対する実質的な効果は、来期以降に現れてくるものと期待されます。

一方外需は、欧州各国の金融不安が長引いていることや、その影響を受けた中国など新興国の経済成長の鈍化に加え、半導体や電子工業の設備投資抑制を受けた東アジア経済の停滞など、東南アジア地域を除けば厳しい環境が続きました。

このような状況のもとで、当期における連結業績は、売上高65,031百万円（前期比10.7%減）となりました。売上高の減少から営業利益3,244百万円（前期比46.5%減）、経常利益3,517百万円（前期比43.4%減）、当期純利益2,452百万円（前期比34.5%減）となりました。

##### 部門別概況

自動機械部門につきましては、主力商品の薬品自動包装システムは、政府によるジェネリック医薬品普及促進と医療用医薬品安全対応への設備投資が行われたため、売上が増加いたしました。一方で、期待されたリチウムイオン電池製造システムの売上は、EV（電気自動車）の普及遅れから車載用電池の設備投資が見送られた影響で減少いたしました。また、大規模な設備投資が続いてきた大手EMS（電子機器受託生産企業）や情報通信機器のセットメーカーの設備投資が下期に抑制された影響を受け、三次元はんだ印刷検査機の売上も減少しております。

その結果、売上高は14,202百万円（前期比3.8%減）、営業利益は1,476百万円（前期比28.1%減）となりました。

機器部門につきましては、国内市場では、市場拡大が続く医療用分析装置向け、車載用やスマートフォン用が好調だった電子部品業界向け、環境対応車を中心とした輸送機械業界向けの売上は増加いたしました。一方、需給バランスの調整により設備投資が抑制された半導体、二次電池、太陽電池関連向けの売上は減少いたしました。また、輸出増加により好調を維持してきた工作機械向けの売上も、下期には減少に転じました。

海外市場では、自動車関連を中心とした日系企業の進出や、生産能力増強への設備投資が続く東南アジア、そして経済回復による米国の売上は増加いたしました。一方、欧州は金融不安の影響が続き、東アジアは半導体メーカーの設備投資抑制や欧州金融不安の影響を受けたため、売上はそれぞれ減少いたしました。

その結果、売上高は50,828百万円（前期比12.4%減）、営業利益は4,109百万円（前期比34.0%減）となりました。

### 部門別売上高

部 門	金 額	前 期 比	構 成 比
	百万円	%	%
自 動 機 械 部 門	14,202	96.2	21.8
機 器 部 門	50,828	87.6	78.2
合 計	65,031	89.3	100.0

### (2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、建設中の中国新工場、工作機械、検査測定器の更新等の結果、自動機械部門で352百万円、機器部門で2,184百万円、総額は2,710百万円となりました。

### (3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当期末日における貸出コミットメントの総額は3,000百万円であり、借入実行残高はありません。

なお、当期に喜開理（中国）有限公司の工場移転及び事業拡大のための設備資金に充当するために、金融機関からの借入により2,600百万円の長期資金を調達いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2013年度よりスタートした新中期経営計画『GLOBAL CKD 2015』に基づき、中長期的な経営戦略の中で、次の通り対処すべき課題に取り組んでまいります。

##### ① 商品のGLOBAL化

成長市場として期待される、医療・医薬、新エネルギー、環境業種などのお客様の新たなご要求にお応えできる商品の開発や、お客様の立場で商品の高付加価値化を実現する提案活動を強化してまいります。また、海外市場に向けては、それぞれの地域に合わせた品質と価格の商品を開発し、その地域の要求に適合する商品の供給を実現してまいります。

##### ② 販売のGLOBAL化

海外の成長市場で活動を展開されるお客様に対応できる販売体制を構築します。自動機械は薬品自動包装システムと産業機械の海外市場への販売、機器は半導体や自動車業界への販売を拡大いたします。

また、自動機械部門では、薬品自動包装システムを中国市場に販売展開するためにサービス体制を構築し、機器部門は、東アジアの次に成長が期待されるインドネシア、ベトナム、インドなどのアジア新興国を中心に販売拠点を構築いたします。

##### ③ 生産のGLOBAL化

機器部門は、市場が拡大するアジア市場への商品供給体制を整備するために中国新工場を2013年に竣工させます。中国新工場の稼動に合わせ、東アジア市場への供給基地となるよう生産機種拡大を図ってまいります。また、成長するASEAN市場への商品供給のためにタイ工場の生産機能を強化し、供給基地として機能させます。同時に、当社グループの生産の中核となる国内生産拠点は、新たな商品開発と共に生産性と品質向上で海外工場の先導役となるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成21年度 第 90 期	平成22年度 第 91 期	平成23年度 第 92 期	平成24年度 第 93 期
売 上 高 (百万円)	50,035	72,020	72,804	65,031
経 常 利 益 (百万円)	711	7,528	6,213	3,517
当 期 純 利 益 (百万円)	1,494	4,577	3,741	2,452
1 株当たり当期純利益 (円)	24.04	73.40	58.96	38.99
総 資 産 (百万円)	62,869	72,171	70,079	71,742
純 資 産 (百万円)	41,480	45,335	48,322	50,852
1 株当たり純資産 (円)	667.24	714.46	761.54	814.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が所有する当社株式の数を含めて算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成21年度 第 90 期	平成22年度 第 91 期	平成23年度 第 92 期	平成24年度 第 93 期
売 上 高 (百万円)	48,258	68,257	68,184	59,909
経 常 利 益 (百万円)	906	6,939	5,454	2,816
当 期 純 利 益 (百万円)	1,842	4,113	3,160	1,836
1 株当たり当期純利益 (円)	29.63	65.95	49.81	29.21
総 資 産 (百万円)	63,003	71,478	69,151	68,664
純 資 産 (百万円)	42,990	46,674	49,195	50,341
1 株当たり純資産 (円)	691.53	735.56	775.30	806.06

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が所有する当社株式の数を含めて算定しております。

(6) 主要な事業内容

部 門	機 種	主 な 製 品
自動機械部門	自動機械装置	自動包装（薬品・食品）システム、 画像処理検査システム、 リチウムイオン電池製造システム、 三次元はんだ印刷検査機、照明製造システム、 コンデンサ製造システム
機 器 部 門	省 力 機 器	インデックスユニット、 ダイレクトドライブモータ、 ピックアンドブレースユニット
	空 気 圧 制 御 機 器	空気圧方向制御弁、手動切換弁
	駆 動 機 器	空気圧シリンダ、バルブ付シリンダ、 特殊シリンダ、電動アクチュエータ、 複合機能付シリンダ、揺動回転駆動機器
	空 気 圧 関 連 機 器	F． R． Lユニット、フィルタ、レギュレータ、 ルブリケータ、継手、スピードコントロール、 冷凍式ドライヤ、乾燥式ドライヤ、 膜式ドライヤ、メインラインフィルタ、 流量センサ、圧力センサ
	流 体 制 御 機 器	水・空気・蒸気用バルブ、 半導体製造プロセスガス用バルブ、 薬液用バルブ、真空用バルブ、 ガス燃焼システム機器、防爆バルブ

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本社・工場	愛知県小牧市
	支 店	東京支店 : 東京都港区 名古屋支店 : 愛知県小牧市 大阪支店 : 大阪市西区
	工 場	春日井工場 : 愛知県春日井市 犬山工場 : 愛知県丹羽郡扶桑町 四日市工場 : 三重県四日市市
喜開理（中国）有限公司	生産拠点	中国無錫市
喜開理（上海）機器有限公司	販売拠点	中国上海市
CKD THAI CORPORATION LTD.	生産・販売拠点	タイ国チョンブリ県

## (8) 使用人の状況

### ① 当社グループの使用人の状況

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
自動機械部門	468名	10名増
機器部門	2,685名	17名増
全社（共通）	120名	19名減
合計	3,273名	8名増

### ② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,937名	63名減	41.2歳	18.0年

(注) 従業員数には嘱託、パートタイマーの計273名は含まれておりません。

## (9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
喜開理（中国）有限公司	百万円 3,118	% 100.0	自動機械製造、機器製造

## (10) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	百万円 1,709

## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 233,000,000株                   |
| ② 発行済株式の総数   | 62,453,275株（自己株式6,976,074株を除く） |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 10,362名                        |

### (2) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	5,525	8.85
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	3,867	6.19
C K D 持 株 会	2,971	4.76
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 ( 信 託 口 9 )	2,395	3.84
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	2,125	3.40
住友生命保険相互会社	1,914	3.06
三井住友海上火災保険株式会社	1,610	2.58
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,581	2.53
C K D 協 力 企 業 投 資 会	1,436	2.30
第 一 生 命 保 險 株 式 会 社	1,400	2.24

(注) 上記持株比率は自己株式を除いて計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	梶 本 一 典	
代表取締役	塚 原 正 彦	常務執行役員 管理担当
取 締 役	野 澤 好 令	常務執行役員 品質・環境・安全担当 兼コンポーネント本部長
取 締 役	徳 田 重 友	執行役員 海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長
取 締 役	内 永 恭 一	執行役員 営業本部長
取 締 役	高 畑 千 秋	丸紅株式会社 理事 丸紅建材リース株式会社 理事
取 締 役	加 川 純 一	日本特殊陶業株式会社 顧問・技監
常 勤 監 査 役	坪 井 和 巳	
監 査 役	芝 吹 勝 行	
監 査 役	林 公 一	株式会社アタックス 代表取締役
監 査 役	南 谷 直 毅	弁護士 ユニグループ・ホールディングス株式会 社 社外監査役

- (注) 1. 取締役高畑千秋、加川純一の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役芝吹勝行、林公一、南谷直毅の各氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役高畑千秋、加川純一、社外監査役芝吹勝行、林公一、南谷直毅の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 取締役内永恭一、加川純一、監査役南谷直毅の各氏は、平成24年6月22日開催の第92期定時株主総会において選任され就任しました。
5. 平成24年6月22日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋卓也、佐伯弘文、監査役奥村教軌の各氏は任期満了により退任しました。
6. 監査役芝吹勝行氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役林公一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役南谷直毅氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	支 払 総 額
取 締 役	9名	205百万円
監 査 役	5名	31百万円

- (注) 1. 上記支払額のうち、社外取締役3名及び社外監査役4名の報酬の総額は21百万円であります。  
 2. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による取締役の報酬等の限度額は年額600百万円であります。  
 3. 株主総会の決議（平成19年6月28日改定）による監査役の報酬等の限度額は年額80百万円であります。  
 4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 社外役員の状況

### ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役高畑千秋氏は、丸紅株式会社の理事及び丸紅建材リース株式会社の理事を兼職しております。

取締役加川純一氏は、日本特殊陶業株式会社の顧問・技監を兼職しております。

監査役林公一氏は、株式会社アタックスの代表取締役を兼職しております。

監査役南谷直毅氏は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社の社外監査役を兼職しております。

なお、当社と各社との間には重要な取引その他の関係はありません。

### ② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高畑千秋	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社外取締役	加川純一	就任後開催の取締役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社外監査役	芝吹勝行	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から助言を行っております。
社外監査役	林公一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、また、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から助言を行っております。
社外監査役	南谷直毅	就任後開催の取締役会10回のうち10回に、また、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から助言を行っております。

③ 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項及び第36条第2項並びに会社法第427条第1項の規定により、社外取締役 高畑千秋、加川純一、社外監査役 芝吹勝行、林公一、南谷直毅の各氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額となります。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	30百万円
② 当社及び当社子会社等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の社会的責任を果たすため行動規準を定め、関係する法令等については規程を整備して、コンプライアンスを徹底します。
- ② 反社会的勢力とは一切関係をもたず、組織として毅然とした対応をします。
- ③ 通報窓口を設置し、法令等の違反を防止・是正する体制を整備します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議決裁書類、各種会議体の議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の職務の執行が適正に行われるよう、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理します。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、全社員の法令順守の意識を高めるとともに、全社的なリスク管理を推進する本社のリスク管理部門（総務部、情報システム部、マネジメントシステム部）を中心として、各事業本部におけるリスク管理部門が連携してその徹底を図ります。

また、益々複雑化するリスクに対して的確かつ迅速に対応するため、リスクを社内横断的に管理する組織として取締役会の下に設置したリスク管理委員会が全社リスク管理の整備に関する事項について審議決定を行います。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回以上開催し、また、役員を中心に構成する常務会を必要に応じ随時開催することにより迅速な経営の意思決定を図ります。

各事業本部の経営課題については、役員、部門長が出席する経営会議を開催し、事業環境の分析、業績計画の進捗状況の報告などを通じて情報を共有し、経営判断に反映させることとします。

また、執行役員制度の導入により、従来の取締役会が有していた経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役員数を削減することによって、的確かつ迅速な意思決定を行い、業務執行については執行役員への権限委譲と責任の明確化により機動的な業務執行を行います。

- (5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
子会社についても当社経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保します。  
また、国内、海外の子会社管理規程を定め、その規定に従って管理体制を整備します。
- (6) **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
必要に応じて監査役の職務の補助をすべき専従の使用人を置くこととし、その場合の人事は、取締役と監査役が事前に協議することとします。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。  
報告・情報提供としての主なものは次のとおりです。
- ・ 経営状況及び事業の遂行状況
  - ・ 当社グループの内部統制システムの整備に関する部門の活動状況
  - ・ 当社グループの子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
  - ・ 当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
当社グループの監査体制の実効性を高めるため、経営直轄の内部監査室を設置し、監査役、会計監査人及び内部監査室が情報交換を行う機会を確保します。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為（下記(3)において定義されます。）に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主価値を適切に判断することはできないものと考えております。

### (2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取り組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品自動包装システムは国内で80%のシェアを占めており、リチウムイオン電池製造システムや電子基板の三次元はんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に应用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備や業務手順の文書化を進めるなど内部統制システムを充実させております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の第87期定時株主総会の承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対する

対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入し、平成22年6月24日開催の第90期定時株主総会の承認に基づき、本方針を更新いたしました。

本方針の有効期限は、平成22年6月24日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、その概要は以下のとおりであります。

## 〔本方針の概要〕

### I. 大規模買付ルールの内容

当社が設定した大規模買付ルールとは、大規模買付者が①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、外部者からなる独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断の

ために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合は、速やかにその旨を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までには当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要とされる範囲内（ただし、原則として30日間を上限とします。）で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

## II. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる

場合には、当社取締役会は例外的に、企業価値ひいては株主価値を守るために適切と考える対抗措置を発動することがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、取締役会決議をもって決定することといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。

#### (4) 本方針の妥当性に関する取締役会の判断

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は上記(3)のとおり原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。従いまして、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付者から提供され当社取締役会により開示された本必要情報、当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為の提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことなるため、当社取締役会は本方針が上記(1)の基本方針に沿うものであると考えます。

また、本方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様に対して提供し、さらには、当社株主の皆様が当社取締役会立案による代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の

企業価値ひいては株主価値の保護につながるものと考えます。従いまして、本方針は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行うにあたっての前提として、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであり、決して当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、経営基盤の充実と今後の事業拡大のための内部留保の充実を前提に、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この方針のもと、当期の配当につきましては、平成25年5月10日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり5円とし平成25年6月3日を支払開始日とさせていただきます。これにより、平成24年12月に実施いたしました中間配当金の1株当たり5円を合わせた当期の年間配当金は、前期に比べ2円減配の1株当たり10円となります。

また、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として投資していくこととしております。

---

以上、事業報告に記載の金額については、1株当たり情報を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	47,582	流 動 負 債	16,804
現金及び預金	7,322	支払手形及び買掛金	8,035
受取手形及び売掛金	16,294	短期借入金	1,789
営業未収入金	2,355	1年内返済予定の長期借入金	1,120
有価証券	3,000	リース債務	47
商品及び製品	3,915	未払費用	1,971
仕掛品	2,072	未払法人税等	201
原材料及び貯蔵品	10,192	賞与引当金	73
繰延税金資産	1,167	製品保証引当金	293
その他	1,332	受注損失引当金	151
貸倒引当金	△71	その他	3,120
固 定 資 産	24,160	固 定 負 債	4,085
有形固定資産	18,342	長期借入金	2,161
建物及び構築物	7,178	リース債務	63
機械装置及び運搬具	4,547	繰延税金負債	567
工具、器具及び備品	677	退職給付引当金	118
土地	4,463	資産除去債務	134
リース資産	106	その他	1,039
建設仮勘定	1,369	負 債 合 計	20,890
無形固定資産	823	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	4,994	株 主 資 本	50,194
投資有価証券	3,932	資 本 金	11,016
繰延税金資産	178	資 本 剰 余 金	12,737
その他	917	利 益 剰 余 金	31,273
貸倒引当金	△33	自 己 株 式	△4,832
資 産 合 計	71,742	その他の包括利益累計額	658
		その他有価証券評価差額金	622
		為替換算調整勘定	36
		純 資 産 合 計	50,852
		負 債 純 資 産 合 計	71,742

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成24年4月1日)  
(至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		65,031
売 上 原 価		48,008
売 上 総 利 益		17,022
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,778
営 業 利 益		3,244
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	107	
為 替 差 益	110	
受 取 事 務 手 数 料	71	
そ の 他	246	536
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	73	
売 上 割 引	112	
そ の 他	76	262
経 常 利 益		3,517
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3	
固 定 資 産 除 却 損	15	18
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,502
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	808	
法 人 税 等 調 整 額	241	1,050
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		2,452
当 期 純 利 益		2,452

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日)  
(至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,016	12,735	29,520	△4,710	48,560
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△692		△692
当 期 純 利 益			2,452		2,452
自 己 株 式 の 取 得				△492	△492
自 己 株 式 の 処 分		△0		370	370
利益剰余金から資本剰余金への振替		2	△2		—
従業員奨励福利基金等			△4		△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		2	1,752	△121	1,633
当 期 末 残 高	11,016	12,737	31,273	△4,832	50,194

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	498	△736	△238	48,322
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△692
当 期 純 利 益				2,452
自 己 株 式 の 取 得				△492
自 己 株 式 の 処 分				370
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
従業員奨励福利基金等				△4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	123	773	896	896
当 期 変 動 額 合 計	123	773	896	2,529
当 期 末 残 高	622	36	658	50,852

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 子会社のうち次に示す11社が連結の範囲に含まれております。

(国内子会社3社)

シコク精工株式会社  
CKDグローバルサービス株式会社  
CKDフィールドエンジニアリング株式会社

(在外子会社8社)

CKD THAI CORPORATION LTD.  
CKD SINGAPORE PTE. LTD.  
CKD USA CORPORATION  
CKD韓国株式会社  
M-CKD PRECISION SDN. BHD.  
喜開理(中国)有限公司  
喜開理(上海)機器有限公司  
台湾喜開理股份有限公司

当連結会計年度において、CKDフィールドエンジニアリング株式会社を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

CKD SALES THAI CORPORATION LTD.

CKD EUROPE B. V.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

下記の非連結子会社(2社)及び関連会社(1社)に対する投資については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が極めて僅少であり、全体として重要性がないため持分法を適用せず原価法により評価しております。

(非連結子会社)

非連結子会社

CKD SALES THAI CORPORATION LTD.

CKD EUROPE B. V.

関連会社

株式会社パポット技研

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、在外子会社を除き親会社の決算日と一致しております。また、在外子会社の決算日はすべて12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 重要な会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- その他有価証券
- : 時価のあるもの
    - …期末決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
  - : 時価のないもの
    - …移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

- a. 商品及び製品
- 自動機械製品 : 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
  - 機器商品及び製品 : 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- b. 仕掛品
- 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- c. 原材料及び貯蔵品
- 原材料 : 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
  - 貯蔵品 : 最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	3年～17年

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③ 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一  
定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から  
費用処理することとしております。

なお、当社においては、当連結会計年度末において、年金資産が退職給付債務見込額  
（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を除く）を上回ったため、「前払年金  
費用」として投資その他の資産の「その他」に表示しております。

④ 製品保証引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見  
込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る  
損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約につい  
ては工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用してしま  
す。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、  
原価比例法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と  
して処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により、収益及び費用は、  
期中平均相場によりそれぞれ円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整  
勘定に含めて計上しております。

(6) その他

① 在外連結子会社の主要な会計処理基準は次のとおりであります。

たな卸資産の評価方法

- |             |            |
|-------------|------------|
| a. 商品及び製品   | 総平均法による低価法 |
| b. 仕掛品      | 総平均法による低価法 |
| c. 原材料及び貯蔵品 | 総平均法による低価法 |

固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法（見積耐用年数）

② 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

ただし、免税事業者である連結子会社 1 社は税込方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した引当金

損失が見込まれるたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金105百万円(うち、商品及び製品に係る受注損失引当金103百万円、仕掛品に係る受注損失引当金2百万円)を相殺表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 45,653百万円

3. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形については、手形満期日に入出金の処理をする方法によっております。従って当連結会計年度末日は、金融機関休業日のため次のとおり連結会計年度末日満期手形が期末残高に含まれておりません。

受取手形 196百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 69,429,349株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成24年5月10日 取 締 役 会	普通株式	380	6	平成24年3月31日	平成24年6月4日
平成24年10月31日 取 締 役 会	普通株式	312	5	平成24年9月30日	平成24年12月10日
計	—	692	—	—	—

(注) 1. 平成24年5月10日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、CKD持株会信託口に対する配当金4百万円を含めております。

2. 平成24年10月31日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、CKD持株会信託口に対する配当金2百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成25年5月10日 取 締 役 会	普通株式	312	利益剰余金	5	平成25年3月31日	平成25年6月3日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び譲渡性預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理業務要領に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	7,322	7,322	-
(2) 受取手形及び売掛金	16,294	16,294	-
(3) 営業未収入金	2,355	2,355	-
(4) 有価証券	3,000	3,000	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	3,821	3,821	-
(6) 支払手形及び買掛金	(8,035)	(8,035)	-
(7) 短期借入金	(1,789)	(1,789)	-
(8) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(3,281)	(3,287)	6

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 有価証券

これらは短期間で決済される譲渡性預金のため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は証券会社による時価評価額によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額110百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	814円25銭
2. 1株当たり当期純利益	38円99銭

1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が所有する当社株式の数を含めて算定しております。

#### (重要な後発事象に関する注記)

##### 退職給付制度の改定

当社は平成25年4月1日付で確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を改定するとともに、確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行し、確定拠出年金制度が退職給付制度に占める割合をこれまでの20%から50%に引き上げております。この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日 実務対応報告第2号）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行い、翌連結会計年度に特別利益として294百万円を計上する見込みであります。

記載金額は、1株当たり情報に関する注記を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,854	流動負債	14,691
現金及び預金	4,953	支払手形	987
受取手形	2,364	買掛金	2,716
売掛金	13,070	営業未払金	4,166
営業未収入金	2,355	短期借入金	940
有価証券	3,000	1年内返済予定の長期借入金	1,120
商品及び製品	2,647	リース債務	43
仕掛品	1,998	未払金	1,218
原材料及び貯蔵品	8,991	未払費用	1,862
前払費用	218	未払法人税等	101
繰延税金資産	1,061	前受金	814
未収入金	473	預り金	162
その他の	739	製品保証引当金	293
貸倒引当金	△20	受注損失引当金	151
固定資産	26,809	設備関係支払手形	111
有形固定資産	15,364	固定負債	3,631
建物	6,408	長期借入金	2,161
構築物	259	リース債務	58
機械及び装置	3,623	長期未払金	13
車両運搬具	8	繰延税金負債	442
工具、器具及び備品	381	資産除去債務	134
土地	4,270	長期預り金	821
リース資産	97	負債合計	18,322
建設仮勘定	313	(純資産の部)	
無形固定資産	650	株主資本	49,719
ソフトウェア	623	資本金	11,016
その他	26	資本剰余金	12,737
投資その他の資産	10,794	資本準備金	11,797
投資有価証券	3,884	その他資本剰余金	939
関係会社株式・出資金	6,140	利益剰余金	30,798
破産更生債権等	4	利益準備金	1,286
長期前払費用	82	その他利益剰余金	29,511
その他	712	別途積立金	25,500
貸倒引当金	△29	繰越利益剰余金	4,011
資産合計	68,664	自己株式	△4,832
		評価・換算差額等	622
		その他有価証券評価差額金	622
		純資産合計	50,341
		負債純資産合計	68,664

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)  
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		59,909
売 上 原 価		45,667
売 上 総 利 益		14,241
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,593
営 業 利 益		2,648
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	133	
そ の 他	262	396
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46	
売 上 割 引	112	
そ の 他	69	228
経 常 利 益		2,816
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	15	15
税 引 前 当 期 純 利 益		2,801
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	642	
法 人 税 等 調 整 額	322	964
当 期 純 利 益		1,836

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日)  
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自 己 株 式	株主資本合 計
		資 本 準備 金	そ の 他 資 本 剩 余 金	資 本 剩 余 金 計	利 益 準備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金		利 益 剩 余 金 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金			
当 期 首 残 高	11,016	11,797	939	12,737	1,286	22,500	5,867	29,654	△4,710	48,697
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△692	△692		△692
当 期 純 利 益							1,836	1,836		1,836
自己株式の取得									△492	△492
自己株式の処分			△0	△0					370	370
別途積立金の積立						3,000	△3,000	-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	-	3,000	△1,856	1,143	△121	1,022
当 期 末 残 高	11,016	11,797	939	12,737	1,286	25,500	4,011	30,798	△4,832	49,719

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	498	498	49,195
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△692
当 期 純 利 益			1,836
自己株式の取得			△492
自己株式の処分			370
別途積立金の積立			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	123	123	123
当 期 変 動 額 合 計	123	123	1,145
当 期 末 残 高	622	622	50,341

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
- ② その他有価証券：時価のあるもの
  - …期末決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
  - ：時価のないもの
    - …移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

- ① 商品及び製品
  - 自動機械製品：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 機器商品及び製品：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ③ 原材料及び貯蔵品
  - 原材料：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - 貯蔵品：最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## 2. 減価償却資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 … 3年から50年

機械及び装置 … 3年から17年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末において、年金資産が退職給付債務見込額（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を除く）を上回ったため、「前払年金費用」として投資その他の資産の「その他」に表示しております。

## (3) 製品保証引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

## (4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(貸借対照表の注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	2,175百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債務	4,442百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	42,871百万円
4. 偶発債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、債務保証又は保証予約を行っております。	
CKD THAI CORPORATION LTD.	367百万円
CKD 韓国株式会社	227百万円
M-CKD PRECISION SDN. BHD.	109百万円
CKD SINGAPORE PTE. LTD.	121百万円
台湾喜開理股份有限公司	244百万円
計	1,070百万円
5. 資産から直接控除した引当金	
損失が見込まれるたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金105百万円（うち、商品及び製品に係る受注損失引当金103百万円、仕掛品に係る受注損失引当金2百万円）を相殺表示しております。	
6. 期末日満期手形	
期末日満期手形については、手形満期日に入出金の処理をする方法によっております。従って当事業年度末日は、金融機関休業日のため次のとおり期末日満期手形が期末残高に含まれておりません。	
受取手形	196百万円

(損益計算書の注記)

関係会社との取引高	
売上高	6,474百万円
仕入高	3,610百万円
販売費及び一般管理費	110百万円
営業取引以外の取引高	137百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度における自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	5,975	1,000	0	6,976
普通株式(信託口所有分) (注) 3	832	—	477	355
合計	6,808	1,000	477	7,331

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,000千株は、自己株式の購入による増加1,000千株、単元未満株式0千株の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式0千株の売渡しによる減少であります。
3. 普通株式(信託口所有分)の自己株式の株式数の減少477千株は、信託口から従業員持株会への売却による減少であります。

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付信託設定額	698百万円
未払賞与	462百万円
たな卸資産	375百万円
製品保証引当金	111百万円
その他	437百万円
繰延税金資産 小計	2,084百万円
評価性引当額	△660百万円
繰延税金資産 合計	1,423百万円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△345百万円
退職給付信託設定益	△287百万円
その他	△170百万円
繰延税金負債 合計	△804百万円

繰延税金資産 純額	619百万円
-----------	--------

### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機一式その他については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	C K D グローバルサービス㈱	直接100.0 %	業務の委託 役員の兼任	ファクタリング業務(注)	20,030	営業未払金	4,166
				配当金の受取	40	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 営業未払金については、当社、当社の仕入先及びC K Dグローバルサービス㈱の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っております。

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 806円6銭
- 1株当たり当期純利益 29円21銭

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、C K D持株会信託口が所有する当社株式の数を含めて算定しております。

### (重要な後発事象に関する注記)

退職給付制度の改定

当社は平成25年4月1日付で確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を改定するとともに、確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行し、確定拠出年金制度が退職給付制度に占める割合をこれまでの20%から50%に引き上げております。この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年3月29日 実務対応報告第2号)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行い、翌事業年度に特別利益として294百万円を計上する見込みであります。

記載金額は、1株当たり情報に関する注記を除き、百万円未満を切り捨てて表示していません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

CKD株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CKD株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CKD株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

CKD株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、CKD株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及びマネージメントシステム部内部統制担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月10日

C K D 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役	坪 井 和 巳 ㊟
社外監査役	芝 吹 勝 行 ㊟
社外監査役	林 公 一 ㊟
社外監査役	南 谷 直 毅 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	かじ もと かず のり 梶 本 一 典 (昭和31年11月22日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年5月 CKD大阪販売株式会社 取締役社長 平成16年6月 当社取締役執行役員 営業本部長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 営業本部長 平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	46,634株
2	の ざわ よし のり 野 澤 好 令 (昭和30年7月31日生)	昭和49年4月 当社入社 平成20年5月 当社生産本部 犬山事業所長 平成21年4月 喜開理（中国）有限公司 董事兼総経理 平成21年6月 当社執行役員 喜開理（中国）有限公司 董事兼総経理 平成23年4月 当社執行役員 生産本部副本部長 平成23年6月 当社取締役執行役員 品質・環境担当 兼生産本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 品質・環境・安全担当 兼コンポーネント本部長 現在に至る	21,411株
3	とく た しげ とも 徳 田 重 友 (昭和32年9月28日生)	昭和55年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成20年6月 当社取締役執行役員 海外子会社管理担当 兼経理部長 兼内部統制推進室長 平成22年6月 当社取締役執行役員 海外子会社管理担当 兼財務部長 兼内部監査室長 兼安全保障輸出管理室長 現在に至る	36,105株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	うち なが きょう いち 内 永 恭 一 (昭和34年10月19日生)	昭和60年5月 当社入社 平成15年1月 当社営業本部 九州営業部長 平成17年12月 当社営業本部 市場開発統括部長 平成19年12月 当社営業本部 営業戦略統括部長 平成20年4月 当社営業本部副本部長 兼営業戦略統括部長 平成22年3月 当社営業本部副本部長 兼大阪支店長 平成23年6月 当社執行役員 営業本部副本部長 兼大阪支店長 平成24年6月 当社取締役執行役員 営業本部部長 現在に至る	12,175株
5	※ にし お たつ や 西 尾 竜 也 (昭和39年12月10日生)	昭和62年4月 当社入社 平成17年3月 当社自動機械事業本部 開発部長 平成18年4月 当社自動機械事業本部 販売企画部長 平成21年3月 当社自動機械事業本部 包装技術部長 平成22年4月 当社自動機械事業本部副本部長 平成22年6月 当社執行役員 自動機械事業本部長 現在に至る	9,228株
6	たか はた ち あき 高 畑 千 秋 (昭和19年6月19日生)	昭和43年4月 丸紅飯田株式会社入社 昭和49年4月 丸紅ベルギー不動産 代表取締役 昭和61年4月 日産ベルギー 代表取締役社長 平成8年4月 丸紅英国会社 社長 平成9年4月 丸紅ドイツ会社 社長 平成9年6月 丸紅株式会社 取締役 平成15年6月 丸紅建材リース株式会社 代表取締役社長 丸紅株式会社 理事 現在に至る 平成20年6月 丸紅建材リース株式会社 理事 現在に至る 平成22年6月 当社取締役 現在に至る	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
7	か がわ じゅん いち 加 川 純 一 (昭和25年9月19日生)	昭和52年4月 日本特殊陶業株式会社入社 平成12年2月 同社 自動車関連事業本部 技術開発本部 プラグ技術部長 平成15年6月 同社 取締役 平成19年6月 同社 常務取締役 平成21年6月 同社 専務取締役 平成23年6月 同社 顧問・技監 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任取締役候補者であります。
3. 高畑千秋及び加川純一の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
    - ① 高畑千秋氏につきましては、同氏が有する経営者並びに海外での豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
    - ② 加川純一氏につきましては、同氏が有する経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
    - ① 高畑千秋氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
    - ② 加川純一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - (3) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、高畑千秋及び加川純一の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度とする旨の契約を締結しております。本議案において両氏の再選をご承認いただいた場合、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
5. 高畑千秋及び加川純一の両氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役芝吹勝行氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
しば ぶき かつ ゆき 芝 吹 勝 行 (昭和19年1月20日生)	昭和41年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成3年6月 同行 取締役 高麗橋支店長 平成6年9月 同行 取締役 名古屋支店長 平成8年6月 住銀リース株式会社 専務取締役 平成12年5月 同社 代表取締役副社長 平成16年6月 三井住友銀オートリース株式会社 代表取締役会長 平成19年10月 住友三井オートサービス株式会社 代表取締役会長 平成21年6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 芝吹勝行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 芝吹勝行氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について  
芝吹勝行氏につきましては、同氏が有する経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数  
芝吹勝行氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  - (3) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、芝吹勝行氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低限度とする旨の契約を締結しております。本議案において同氏の再選をご承認いただいた場合、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。
4. 芝吹勝行氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、平成22年6月24日開催の第90期定時株主総会の承認に基づき、当社株式に関する「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現方針」といいます。）を更新しておりますが、現方針の有効期限は、本総会終結の時をもって満了となります。

現方針の有効期間満了に先立ち、当社は、平成25年5月10日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現方針を一部変更（以下変更後の「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を「本方針」といいます。）のうえ3年間更新すること（以下「本更新」といいます。）を決議いたしました。

本方針の内容につきましては、現方針から主に次の事項について変更を行っておりますが、大幅な変更はありません。本更新は、本総会における株主の皆様のご承認をいただいたうえで行います。

＜現方針からの主な変更事項＞

- ① 当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を求める場合の期限（60日間及び最長30日間の延長）を設定しました。
- ② 取締役会評価期間の延長について、上限日数にかかる「原則として」の記載は、上限日数を明確化することで本方針の的確な運用を図るため削除しました。
- ③ 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合について、例外的に対抗措置を講じる場合の類型を一部見直し、より客観的・合理的な発動要件とするべく、買付の条件が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合を削除しました。
- ④ 対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定しました。
- ⑤ 語句の修正、文言の整理等を行いました。

つきましては、株主の皆様にも本更新についてご承認をお願いするものであります。

なお、本更新時に就任が予定される独立委員会委員の氏名及び略歴は別紙1のとおりです。

#### 1. 提案の理由

##### （1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主価値を適切に判断することはできないものと考えております。

##### （2）当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取り組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。

た。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品自動包装システムは国内で80%のシェアを占めており、リチウムイオン電池製造システムや電子基板の三次元はんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に応用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備を行うなど内部統制システムを充実させております。

平成25年4月には、「商品・販売・生産のGLOBAL化」を基本方針とした新中期計画「GLOBAL CKD 2015」（平成25年度～平成27年度）をスタートいたしました。急速に変化する市場環境の中で、成長市場での売上と海外市場での売上を拡大することを狙い、新規事業の展開、新興国への販売網構築、海外工場の生産機能の強化など積極的な事業活動を展開することにより、企業価値の増大に努めてまいります。

以上のような取組みを通じて、引き続き企業価値ひいては株主価値の最大化に向けて努力してまいります。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。)を行う者(以下「大規模買付者」といいます。)が①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後はじめて大規模買付行為を開始することができる、というものです。

具体的な大規模買付ルールの内容は次のとおりです。

注1：「特定株主グループ」とは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者(同法第27条の23第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同所有者(同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該所有者との間で又は当該所有者の共同所有者との間で所有者・共同所有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同

- 保有者」といいます。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:「議決権割合」とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとし、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### (1) 情報の提供

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただきます。
- ② 当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき当社株主の皆様への判断及び当社取締役としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。
- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容

(c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け

(d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

③ 当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様への判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

④ 大規模買付者には、当社が最初に本必要情報のリストを交付した日から起算して60日以内に本必要情報の提供を完了していただきます（以下「必要情報提供期間」といいます。）。なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますので、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。

当社取締役会が追加的に本必要情報の提供を求めた場合に、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報が全て揃わなくとも、本必要情報の提供が完了したと判断し、当社取締役会による評価・検討を開始することがあります。また、必要情報提供期間が満了した場合には、本必要情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は本必要情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを終了し、ただちに当社取締役会評価期間を開始するものとします。

⑤ 大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合（大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明があり、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断する場合を含みます。）又は必要情報提供期間が満了した場合は、速やかにその旨を開示します。

## (2) 取締役会評価期間の確保

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後又は必要情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までには当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要とされる範囲内（但し、30日間を上限とします。）で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合（注4）には、当社取締役会は、例外的に、対抗措置を発動することがあります。

なお、上記の例外的に発動される対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合で、かつ対抗措置の発動が相当であると判断されるときに限って発動されるものであり、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合として下記に掲げるものに形式的に該当することのみを理由として対抗措置が発動されることはないものとします。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、取締役会決議をもって決定することといたします。

注4：「当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合」とは、具体的には、下記に掲げる場合を想定しています。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (ii) 強圧的の二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (iii) 大規模買付者による支配権取得により、当社の顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主価値が著しく毀損される場合

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。当社取締役会は対抗措置の発動として株主への無償割当てにより新株予約権を発行するものとし、その概要は別紙2に記載のとおりであります。

#### 4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者に対して本必要情報の追加提供を要求するか否か、必要情報提供期間を延長するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立してこれらを判断する組織として、独立委員会（その概要については別紙3をご参照下さい。）を設置いたします。独立委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報の追加提供を要求するか否か、必要情報提供期間を延長するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく

損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。独立委員会は、当社の費用で、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報の追加提供を要求するか否か、必要情報提供期間を延長するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、対抗措置を発動すべきか否か、及び本方針を修正すべきか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

上記3.において述べたとおり、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者並びにそれらの特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として講じる新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。すなわち、新株予約権の行使により新株を取得していただく場合には所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基

づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 6. 大規模買付ルールの有効期間

本方針の有効期間は、本株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合又は株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本方針に関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本方針を修正する場合があります。

本方針が、更新、変更又は廃止された場合には、当該更新、変更又は廃止の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適当と認める事実について、情報開示を速やかに行います。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

本方針が本総会において株主の皆様のご承認を得られた場合、以下の3名を独立委員会委員として選任することを予定しております。以下の3名が独立委員会委員として選任された場合、その任期は平成28年3月に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとなります。

○ 高畑 千秋 (たかはた ちあき)

<略歴>

昭和19年6月19日生

昭和43年4月 丸紅飯田株式会社 入社

昭和49年4月 丸紅ベルギー不動産 代表取締役

昭和61年4月 日産ベルギー 代表取締役社長

平成8年4月 丸紅英国会社 社長

平成9年4月 丸紅ドイツ会社 社長

平成9年6月 丸紅株式会社 取締役

平成15年6月 丸紅建材リース株式会社 代表取締役社長

丸紅株式会社 理事 (現任)

平成20年6月 丸紅建材リース株式会社 理事 (現任)

平成22年6月 当社 社外取締役 (現任)

平成24年6月 当社 独立委員会委員 (現任)

○ 林 公一 (はやし こういち)

<略歴>

昭和39年10月28日生

平成2年10月 KPMG New York事務所 入所

平成7年6月 KPMGコーポレートファイナンス株式会社 転籍

平成9年4月 公認会計士 登録 (現任)

平成11年9月 株式会社アタックス 入社

平成18年3月 株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティング 代表取締役 (現任)

平成20年3月 株式会社アタックス 代表取締役 (現任)

平成20年4月 アタックス税理士法人 社員加入 (現任)

税理士 登録 (現任)

平成22年1月 株式会社アタックス戦略会計社 取締役  
株式会社アタックス・ヒューマン・コンサルティング 代表取締役（現任）  
平成22年6月 当社 社外監査役（現任）  
当社 独立委員会委員（現任）  
平成22年10月 日本カンタム・デザイン株式会社 社外監査役（現任）  
平成25年3月 株式会社ソリューションデザイン 社外取締役（現任）

○ 南谷 直毅（なんや なおたか）

<略歴>

昭和40年3月11日生

平成5年4月 弁護士 登録（現任）  
平成11年9月 南谷法律事務所 開設  
平成18年6月 当社 補欠監査役  
平成19年6月 株式会社中部新都市サービス 社外監査役（現任）  
当社 独立委員会委員（現任）  
平成23年5月 ユニー株式会社（現 ユニーグループ・ホールディングス株式会社）  
社外監査役（現任）  
平成24年6月 当社 社外監査役（現任）

当社は、上記の各独立委員会委員を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。各独立委員会委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 特定株主グループに属する者その他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取り扱いをすること、あるいは特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としない場合がある。なお、当社取締役会は、特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金を交付することはできないものとする。

以上

## 独立委員会の概要

### 1. 設置

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成

- (1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 独立委員会委員の選定にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、又はこれらに準ずる者から選任するものとする。

### 3. 任期

独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

### 4. 役割

独立委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の各号の事項について勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行うものとする。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付者に対して本必要情報の追加提供を要求するか否か
- ② 必要情報提供期間を延長するか否か
- ③ 取締役会評価期間を延長するか否か
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か
- ⑤ 当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か
- ⑥ 対抗措置を発動すべきか否か
- ⑦ 本方針を修正すべきか否か
- ⑧ 前七号に準じる重要な事項
- ⑨ その他取締役会が独立委員会に諮問した事項

なお、独立委員会は、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めたり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができ、その費用は会社が負担するものとする。

#### 5. 招集

独立委員会の各委員及び取締役会は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

#### 6. 決議要件

独立委員会における決議は、委員の過半数をもって行う。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

CKD株式会社  
愛知県小牧市応時二丁目250番地  
電話 (0568) 77-1111

## ■ 広域地図



## ■ 詳細地図



## 〔交通〕

- ・名鉄小牧線：小牧口駅下車、東へ徒歩約900m  
左側（改札口右手側に当社案内図  
看板があります。）
- ・名鉄犬山線：岩倉駅下車、東口から小牧行名鉄  
バスに乗りかえ桜井下車、東へ徒  
歩約1,000m左側
- ・JR中央本線：春日井駅下車、駅前から小牧行名  
鉄バスに乗りかえCKD前下車
- ・高速道路：東名・名神高速道路小牧インター  
チェンジで降り、南へ約2,700m、  
花塚橋南交差点を左折、そこから  
約2,800m左側



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。